

SHINWA NEWS

役員給与と令和7年分の路線価

令和7年7月
(No. 20)

役員給与は原則として損金不算入とされていますが、一定の要件の下、「定期同額給与」・「事前確定届出給与」・「業績連動給与」のいずれかに該当する場合には、過大な役員給与を除き、役員給与の損金算入を認めています。今回は役員給与についてご紹介いたします。

「業績連動給与」は、上場企業等一部の法人が対象で、有価証券報告書に記載される事業年度の利益の状況を示す指標等を基礎とした客観的な算定方法により、その業務執行役員に対して支給する金銭の額等であるため、今回は省略いたします。

〔1〕定期同額給与について

定期同額給与とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与（定期給与）で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものです。役員の月収がこれに該当します。月によって変動することはなく、月々の報酬額は固定です。

ただし、定期給与で下記に掲げる改定がされた場合における、給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日までの間の各支給時期における支給額が同額であるものは定期同額給与として認められています。

- ① その事業年度開始の日から3月を経過する日までにされた定期給与の額の改定
- ② その事業年度において、その内国法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情（臨時改定事由）によりされたこれらの役員に係る定期給与の額の改定
- ③ その事業年度において、経営の状況が著しく悪化したこと、その他これに類する理由（業績悪化改定事由）によりされた定期給与の額の改定（その定期給与の額を減額した改定に限ります。）

〔2〕事前確定届出給与について

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基いて支給する給与で、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものです。決まった時期にまとめて支払われるため、役員の賞与がこれに該当します。

事前確定届出給与は、その給与が定期給与を支給しない役員に対して支給する給与以外の給与である場合には、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をする必要があります。この届出は株主総会等の決議により役員の職務につき事前確定届出給与の定めをした場合におけるその決議をした日から1月を経過する日までに提出しなければなりません。

[3] 令和7年分の路線価公表

相続税や贈与税において土地等の価額は、時価により評価することとされています。

しかし、時価を把握することは必ずしも容易ではありません。

そこで、相続税等の申告の便宜及び課税の公平を図る観点から、各国税局では毎年、全国の土地等の評価額の基準となる路線価を定めて公開しています。

なお、路線価等は、1月1日を評価時点として、1年間の地価変動などを考慮し、地価公示価格等を基にした価格の80%程度を目途に定めています。

主な都市部の最高路線価は以下の通りです。

全国の最高路線価地点は、40年連続で東京都中央区銀座中央通り（鳩居堂前）で、1㎡当たり4,808万円と去年を384万円上回り、上昇率は8.7%でした。

都道府県庁所在都市の最高路線価は、ほとんどの都市で上昇となりました。

(1㎡当たり)

最高路線価の所在地	最高路線価		対前年変動率	
	令和7年分	令和6年分	令和7年分	令和6年分
	千円	千円	%	%
札幌（中央区北5条西3丁目 札幌停車場線通り）	7,740	7,280	6.3	9.0
仙台（青葉区中央1丁目 青葉通り）	3,700	3,630	1.9	4.6
さいたま（大宮区桜木町2丁目 大宮駅西口駅前通り）	5,920	5,290	11.9	11.4
千葉（中央区富士見2丁目 千葉駅東口駅前広場）	2,480	2,230	11.2	14.9
東京（中央区銀座5丁目 銀座中央通り）	48,080	44,240	8.7	3.6
横浜（西区南幸1丁目 横浜駅西口バス・駅前通り）	17,200	16,960	1.4	1.0
名古屋（中村区名駅1丁目 名駅通り）	12,880	12,880	0.0	0.6
京都（下京区四条通寺町東入2丁目御所町 四条通）	8,320	7,520	10.6	7.9
大阪（北区角田町 御堂筋）	20,880	20,240	3.2	5.4
神戸（中央区三宮町1丁目 三宮センター街）	5,840	5,320	9.8	6.4
広島（中区胡町 相生通り）	3,710	3,570	3.9	5.3
福岡（中央区天神2丁目 渡辺通り）	9,680	9,440	2.5	4.4
熊本（中央区手取本町 下通りアーケード）	2,100	2,060	1.9	1.0

全国の路線価は、平成30年分から令和7年分につき、国税庁ホームページの『財産評価基準書 路線価図・評価倍率表』のページ（<https://www.rosenka.nta.go.jp>）で、閲覧することができます。

また、令和7年分の路線価によるご自宅や会社の土地等の評価額については、弊事務所の担当者にお気軽にお問い合わせください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。